

議会受付番号	鎌議第 1693 号
質問者	上皇寛弘議員
答弁する者	教育部長(教育部教育指導課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項（鎌倉市議会会議規則第105条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

全国学力調査・学習状況調査の公表

2 質問の要旨

- 1、全国学力調査・学習状況調査の公表は公開する方が望ましいとのことだが、市長としては、各小学校、中学校毎に公開する方が望ましいということか。
- 2、保護者が児童、生徒の在籍する小・中学校の市内順位や各校の平均点などを相対的に把握する必要は無いと考えるか。理由は何か。
- 3、保護者のみならず市民が、鎌倉市各校の状況、順位を把握し、分析内容も理解することで、市民の子女が其々の居所の学校のレベルが低いと分かった場合、私立進学も選択肢に含むことが出来る為の判断材料となるのではないか。
その判断材料を示すことは納税者への責務である。市長の見解は如何か。

3 答弁

- 1～3は市長部局よりご答弁いたします。
- 2 全国学力・学習状況調査の目的は、学校においては、児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることであり、子どもや保護者においては、その教科について得意なところ、不得意なところを把握し、今後の学習に役立てることです。
各校では、調査結果を分析し、授業の工夫や改善に取り組んでおり、保護者の方々にもご理解いただいているものと考えています。

議会受付番号	鎌議第 1693 号
質問者	上 昌 寛 弘 議員
答弁する者	市長(経営企画部 経営企画課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

全国学力調査・学習状況調査の公表

2 質問の要旨

1. 全国学力調査・学習状況調査の公表は、公開する方が望ましいとのことだが、市長としては、各小学校・中学校毎に公開する方が望ましいということか。
2. 保護者が児童・生徒の在籍する小・中学校の市内順位や各校の平均点などを相対的に把握する必要は無いと考えるか。理由は何か。
3. 保護者のみならず市民が鎌倉市各校の状況・順位を把握し、分析内容も理解することで市民の子女が其々の居所の学校のレベルが低いと分かった場合、私立進学も選択肢に含むことが出来る為の判断材料となるのではないか。その判断材料を示すことは、納税者への責務である。市長の見解は如何。

3 答弁

1. 全国学力調査・学習状況調査の結果については、その内容をできるだけ公開していくことが望ましいと考えています。
2. 全国学力調査・学習状況調査の結果は、公開していくことが望ましいと考えていることは、鎌議第 1554 号によるご質問の 2 に対してご答弁したとおりです。これには、ご質問の主旨を含めて、保護者等に広く公開していくことを含んでいます。
3. 上記のご質問へのご回答のとおり、全国学力調査・学習状況調査の結果については、広く市民等に公開していくことが望ましいと考えています。